

『いのちの法と倫理〔新版〕』補遺

この度、第2刷重版にあたり一部数値などを最新のものに修正いたしました。
第1刷をお持ちの方は下記をご利用ください。

法律文化社

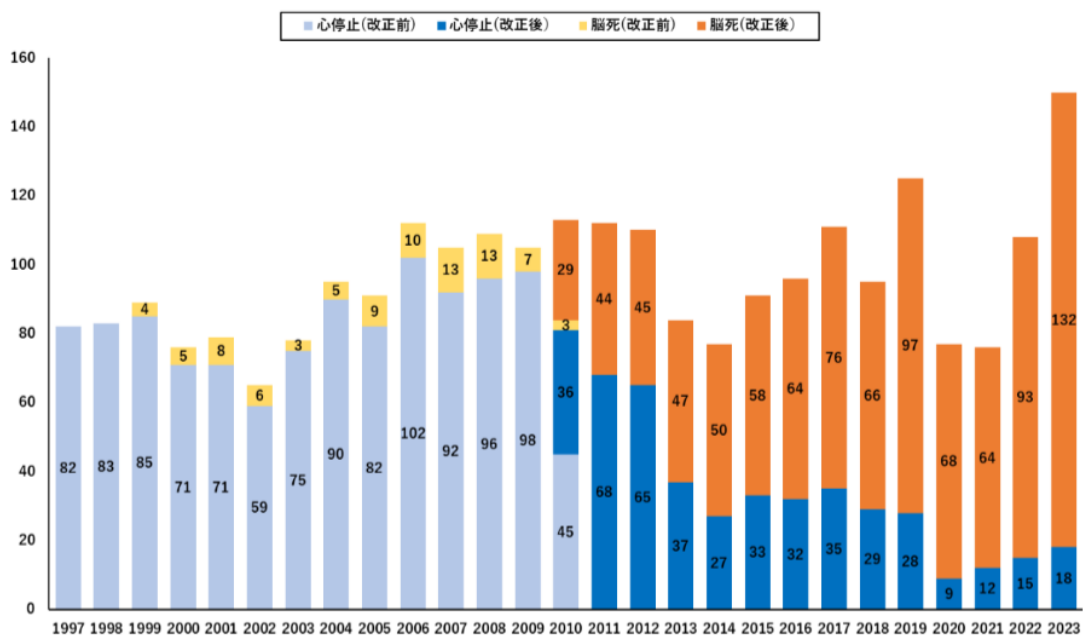
該当頁、行	旧	新
33 頁後ろから 3 行目 ～2 行目 2カ所	二〇二〇年	二〇二三年
33 頁後ろから 3 行目	出生数約八四万人	出生数約七五・八万人
33 頁後ろから 2 行目	約六万人	約八・五万人
33 頁後ろから 1 行目	延べ七七万人（二〇年九月公表）	延べ一〇〇万人（二五年一二月公表）
34 頁前から 5 行目	二二年改定、表 1-2	現在は「体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解」（2024 年 6 月改定、抜粋）表 1-2
35 頁 表 1-2	体外受精・胚移植に関する見解、 顕微授精に関する見解 を削除し「新」に差し替え	体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解（2024 年 6 月改定、抜粋） 1. 体外受精は、原則として、これ以外の治療によっては妊娠の可能性がないか極めて低いと判断されるものを対象とする。 2. 顕微授精は、原則として、男性不妊や受精障害など、これ以外の治療によっては妊娠の可能性がないか極めて低いと判断されるものを対象とする。 4. 被実施者は、挙児を強く希望す

		<p>る夫婦（夫婦の定義は婚姻関係のみに縛られるものではなく，事実婚を含む）で，心身ともに妊娠・分娩・育児に耐え得る状態にあるものとする。</p> <p>5. 本法実施前に，被実施者に対して本法の内容，問題点，予想される成績について，事前に文書を用いて説明し，了解を得た上で同意を取得し，夫婦各々の自署による同意文書を保管する。</p> <p>6. 本学会会員が本法を行うにあたっては，所定の書式に従って本学会に登録，報告しなければならない。</p>
35 頁表 1-2 下から 11 行目	2022 年改定、抜粋)	2023 年改定、抜粋)
37 頁左から 8 行目	(二二年六月改定・・・)	(二四年六月改定「体外受精/顕微授精・胚移植に関する見解」表 1-2
37 頁左から 3 行目	生産率は二〇%以下	生産率は、新鮮胚で一六・七%、凍結胚で二八・八%
44 頁右から 8 行目	二〇二〇年度	二〇二三年度
58 頁右から 1 行目	ケースが数百と少ない	ケースが一三〇〇以上と少ない
58 頁右から 3 行目	複合的異常も少ない。 の次に挿入	先天性インプリンティング異常が生じるとの指摘もある。
117 頁左から 4 行目	二〇年度は一四万一四三三件	二四年は一二万七九九二件

220 頁 8 行目	二〇二一年現在、年間約一四〇万件	二〇二四年で、一六〇万件
125 頁左から 7 行目～5 行目	～の懲役	～の拘禁刑
251 頁左から 4 行目	近年では七〇例	二〇二三年では一三〇例

251 頁 「図 6-2 日本の死体臓器提供数の推移」を最新版に差し替えました。

図 6-2 日本の死体臓器提供数の推移



出典：日本移植学会『臓器移植ファクトブック 2024』6 頁